

独立行政法人国際農林水産業研究センター中期目標

制定：平成18年3月1日農林水産省指令17農会第1484号

変更：平成20年4月1日農林水産省指令19農会第1201号

独立行政法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）は、平成5年に農林水産省熱帯農業研究センターを改組して設置された農林水産省国際農林水産業研究センターを母体に、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）を中心とした世界の食料・環境問題の解決に向けた研究開発を中心的に担う特定独立行政法人として平成13年4月1日に設立された。

センターは、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）、その理念や施策の基本方向を具体的に示した食料・農業・農村基本計画（平成12年3月24日閣議決定）及び「農林水産研究基本目標」（平成11年11月1日農林水産技術会議決定）に基づき、平成13年4月の設立に伴って策定された第1期中期目標に示された研究開発を推進してきた。特に、近年の地球規模での食料・環境問題の解決に、農林水産業研究の国際的な連携・協力は不可欠であり、開発途上地域における農林水産業に関する研究開発を包括的に行う我が国唯一の試験研究機関として対外的にもセンターの存在は広く認められており、国際農業研究協議グループ（CGIAR）のパートナーとして国際的な農林水産業研究における我が国の研究拠点であるセンターへの国際的な期待も大きい。

また、「科学技術基本計画」（平成18年3月31日閣議決定）では、「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」、「人材育成と競争的環境の重視」が基本姿勢になっている。

一方、独立行政法人緑資源機構（以下「緑資源機構」という。）は、海外農業開発の効率的・効果的推進に寄与するため、開発途上にある海外の地域における農業開発に関する調査、砂漠化防止対策等に必要となる情報の収集及び整備等の海外農業開発事業を実施してきたところである。

緑資源機構は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、平成19年度限りで廃止され、海外農業開発事業については、センターにおいて、現在実施中の事業終了により、開発途上にある海外の地域における農業に関する試験・研究等の業務の中に再編・統合されることとなったところである。

こうした背景の下、センターは、新たな食料・農業・農村基本計画（平成17年3月25日閣議決定）に対応して平成17年3月に策定された「農林水産研究基本計画」（平成17年3月30日農林水産技術会議決定）に基づき、研究領域の重点化を行い、成果の効果的な普及を図るとともに、緑資源機構の海外農業開発事業を承継し、円滑に実施することにより、開発途上地域における農林水産業に関する技術の向上に貢献すべく中期計画を策定し、着実に実施する。

第1 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比3%の削減を行うほか、業務経費については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比1%の削減を行う。

また、人件費については、行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、今後5年間において、5%以上の削減（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

1. 評価・点検の実施と反映

業務の質の向上と業務運営の効率化を図るため、運営状況、研究内容について、自ら適切に評価・点検を行う。

研究内容の評価・点検については、開発途上地域の農林水産業の技術の向上を主眼とする国際貢献を図る観点から、できるだけ具体的な指標を設定して取り組む。また、研究成果の普及・利用状況の把握、研究資源の投入と得られた成果の分析を行う。

評価・点検結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、業務運営への反映方針を明確化した上で、的確に業務運営に反映させる。

職員の業績評価を行い、その結果を適切に研究資源の配分や処遇等に反映する。

2. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化

開発途上地域における農林水産技術に係る行政ニーズの把握、国内外の技術開発動向や学会の動向の調査・分析等、研究の企画・立案に必要な情報収集・分析機能を強化する。

(1) 研究資金

センターは、中期目標の達成のため、運営費交付金を効率的に活用して研究を推進する。さらに、研究開発の一層の推進を図るため、委託プロジェクト研究費、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努める。

(2) 研究施設・設備

研究施設・設備については、老朽化の現状や研究の重点化方向を考慮の上、効率

的な維持管理等が行われるよう計画的に整備し、その有効活用に努める。

(3) 組織

開発途上地域における農林水産技術に係る政策や社会的ニーズに迅速に対応し、研究成果を効率的に創出するため、研究資金、人材、施設等の研究資源を有効に活用し得るよう、具体的な研究分野、研究課題の重要性や進捗状況も踏まえ、研究組織を、再編・改廃を含めて機動的に見直す。

(4) 職員の資質向上と人材育成

研究者、研究管理者及び研究支援者の資質向上を図り、国際共同研究の担い手となる職員等、センターの業務を的確に推進できる人材を計画的に育成する。そのため、具体的な人材育成プログラムを策定するとともに、競争的・協調的な研究環境の醸成、多様な雇用制度を活用した研究者のキャリアパスの開拓、研究支援の高度化を図る研修等により、職員の資質向上に資する条件整備に努める。

3. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化

効率的かつ効果的な運営を確保するため、以下のような研究支援部門の合理化に努める。

総務部門の業務については、業務内容等の見直しを行い、効率的な実施体制を確保するとともに、事務処理の迅速化、簡素化、文書資料の電子媒体化等による業務の効率化に努める。

現業業務部門の業務については、試験及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野に重点化を図るために業務を見直し、研究支援業務の効率化、充実・強化を図るよう努める。

研究支援業務全体を見直し、極力アウトソーシングを推進する等により、研究支援部門の要員の合理化に努める。

4. 産学官連携、協力の促進・強化

開発途上地域における農林水産技術に関する研究の水準の向上並びに研究の効率的実施及び活性化のために、国、他の独立行政法人、公立試験研究機関、大学、民間等との共同研究等の連携・協力及び研究者の交流を積極的に行う。その際、他の独立行政法人との役割分担に留意するとともに、円滑な交流システムの構築を図る。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 試験及び研究並びに調査

(1) 重点研究領域

新たな中期目標を定めるに当たり、食料・農業・農村基本計画に対応して策定した「農林水産研究基本計画」に示された研究開発を推進するため、センターは、他の独立行政法人及びその他関係機関との役割分担を一層明確にし、開発途上地域等における農林水産業に関する研究を包括的に行う我が国唯一の研究機関としての独自性を発揮する観点から、当該地域の農林水産業の発展に貢献するため、「国際的な食料・環境問題の解決に向けた農林水産技術の研究開発」及び「国際的な食料・農林水産業及び農山漁村に関する動向把握のための情報の収集、分析並びに提供」を、国際的な連携・協力の下で重点的に実施する。沖縄支所の試験及び研究については、我が国最南端地域における「亜熱帯・島嶼」という立地条件を活用し、気候や地理的条件について共通性の高い海外の地域における農林水産業研究に重点化する。

(2) 国際共同研究及び国際貢献の推進

センターは、開発途上地域における農林水産業の包括的な研究を行う我が国唯一の機関として、国連ミレニアム開発目標、政府開発援助（ODA）大綱に対応し、研究場所の所在国、他の先進諸国及び国際機関と連携しつつ、開発途上国が抱える諸問題の効率的な解決に向けた国際共同研究の推進等により、我が国の農林水産技術による国際貢献に積極的に取り組む。その際、数値目標を設定して研究者・研究管理者等の派遣・招へい等を行うとともに、センターと海外機関等との研究実施取決（MOU）の有効数の維持に努める。

(3) 研究の推進方向

研究に係る目標の作成に当たって、次のように定義した用語を主に使用して段階的な達成目標を示す。また、研究対象等を明示することにより、達成すべき目標を具体的に示す。

解明する：原理、現象を科学的に明らかにすること。

開発する：利用可能な技術を作り上げること。

確立する：技術を組み合わせて技術体系を作り上げること。

ア 国際的な食料・環境問題の解決に向けた農林水産技術の研究開発

この研究領域においては、我が国が得意とする研究分野を中心に、国際的な食料・環境問題の解決を図るための安定的生産技術の開発及び地球規模の環境変動への対応技術の開発を推進する。これらの研究開発により、国際的な食料・環境問題の解決、農林水産物の安定供給等に貢献する。

(ア) 不安定環境下における安定生産及び多用途利用のための生物資源活用技術の開発

開発途上地域を中心に干ばつ、塩害、病害等、生物学的あるいは非生物学的に不良あるいは不安定な環境下での持続的生産技術の開発が課題となっている。

このため、このような不安定環境下における農林水産物の安定生産に向け、植物

のストレス耐性機構の解明、耐性作物の作出、熱帯・亜熱帯地域の多様な生物資源の農林水産業における有効利用技術の開発等を行う。

(イ) 持続的生産のための環境資源管理・生産管理技術の開発

開発途上地域を中心として、水質汚染の進行等の環境悪化により、農林水産業を支える資源の劣化が進行している。

このため、対象国における技術の導入・定着を可能とする社会経済的条件を踏まえた上で、熱帯・亜熱帯、乾燥・半乾燥地域において土壌養分や水の条件を持続的生産に適するように管理する技術及び農業、畜産業等の組合せや個々の生産技術の向上による生産管理技術を開発する。

(ウ) 地球規模の環境変動が農林水産業に与える影響の解明及び対策技術の開発

地球温暖化の進行等により、気象災害の拡大のみならず、生産適地の変動や病害虫の拡散等、環境変動による農林水産業の生産の不安定化に対する懸念が高まっている。

このため、気候変動や水循環変動等地球規模の環境変動と農林水産業生産活動との相互に影響する現象を解明するとともに、影響予測手法の高度化、環境変動に対応した農業開発手法の策定を行う。また、病害虫による農林産物被害について実態を解明し、対策技術を開発する。

イ 国際的な食料・農林水産業及び農山漁村に関する動向把握のための情報の収集、分析及び提供

国際的な食料・環境問題の解決を図るには、諸外国における食料需給に関する動向予測と、農林水産業の生産構造に関する的確な現状分析と将来予測とが不可欠である。

このため、我が国における国際農林水産業研究の中核的機関として、国際的な食料・農林水産業に関する情報を広範に収集・整理するとともに、開発途上地域における技術開発の方向及び農山漁村開発等に関する社会経済的分析、自然災害等により機能が低下した農業の再構築に資する技術・手法の策定を行う。また、シンポジウムの開催等を通じて収集・分析した情報を提供する。

2. 研究成果の公表、普及の促進

(1) 国民との双方向コミュニケーションの確保

研究開発の推進に際しては、科学技術の進歩と国民意識との乖離から、一般国民にとって研究開発が目指す方向が分かりにくい状況となっていることを踏まえ、センター及び研究者がそれぞれ国民に対する説明責任を明確化し、多様な情報媒体を効果的に活用して、国民との継続的な双方向コミュニケーションの確保を図る。さらに共同研究の相手機関や研究場所の所在国政府等と連携し、必要に応じて、現地住民の理解を得るための取組や、情報発信等の活動を推進する。

(2) 成果の利活用の促進

新たな知見・技術のPRや普及に向けた活動、行政施策への反映を重要な研究活動と位置付け、研究者及び関連部門によるこれらの活動が促進されるように努める。

研究成果は、第1期中期目標期間で得られたものを含めて、データベース化やマニュアルの作成、研究場所の所在国でのPR、国際機関、国際協力機関、その他諸外国の研究機関等との共同研究等により積極的に開発途上地域等での利活用の促進を図る。普及に移し得る成果の件数については、数値目標を設定して創出に取り組む。

(3) 成果の公表と広報

研究成果は、積極的に学術雑誌等への論文掲載、学会での発表等により公表するとともに、主要な成果については各種手段を活用し、積極的に広報を行う。査読論文の数、国際シンポジウム・ワークショップの開催については、数値目標を設定して成果の公表に取り組む。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

重要な研究成果については、開発途上地域の発展への貢献と我が国の農業その他の産業の振興との調和に配慮しつつ、国際出願も含めた特許権等の迅速な取得により権利の確保を図るとともに、その利活用を促進する。

また、育種研究成果のうち国内で応用できるものについては、優良品種の育成・普及に努める。

特許出願件数については、数値目標を設定して取り組む。

3. 専門分野を活かしたその他の社会貢献

(1) 分析、鑑定の実施

行政、民間、各種団体、大学等の依頼に応じ、センターの有する高い専門知識が必要とされる分析、鑑定を実施する。

(2) 講習、研修等の開催

講習会の開催、国公立機関、民間、大学、海外機関等外部機関からの研修生の受け入れ及び海外への短期派遣等を行う。

(3) 行政との連携

他の独立行政行政法人との役割分担に留意しつつ、行政部局や各種委員会等への技術情報の提供や専門家の派遣を行う。

(4) 国際機関、学会等への協力

センターの使命にかんがみ、国際機関、学会等への専門家の派遣、技術情報の提供等を積極的に行う。

第4 財務内容の改善に関する事項

1. 収支の均衡

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

2. 業務の効率化を反映した予算計画の策定と遵守

「第2 業務運営の効率化に関する事項」及び上記1に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1. 人事に関する計画

(1) 人員計画

期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。

(2) 人材の確保

研究職員の採用に当たっては、任期制の一層の活用等、雇用形態の多様化及び女性研究者の積極的な採用を図りつつ、中期目標達成に必要な人材を確保する。研究担当幹部職員については公募方式等を積極的に活用する。

2. 情報の公開と保護

公正で民主的な法人運営を実現し、センターに対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開及び個人情報保護に適正に対応する。

3. 環境対策・安全管理の推進

研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。さらに、事故及び災害を未然に防止する安全確保体制の整備を行う。特に、海外滞在職員等の安全及び健康の確保に努め、職員の海外における円滑な業務推進を支援する体制を整備する。